

三郷町

# 若年夫婦世帯・ 子育て世帯 定住促進結婚支援 家賃助成

令和8年7月申込分を  
最後に本事業は  
終了します。

※上記以降の新規受付は  
行いません。



家賃に対し月額1万円助成

三郷町では、定住促進・結婚支援の施策として、若年夫婦世帯と子育て世帯が、町内の対象民間賃貸住宅に支払う家賃に対し、月額1万円を1年間助成します！  
さらに、この家賃助成を受け始めてから3年以内に町内の住宅を取得された世帯には、50万円を助成します！

## 対象世帯

申込基準日において、次のいずれかに該当していること

## 募集スケジュール（全2期）

	申込基準日	申込受付期間
第1期	4月1日	4月1日～4月30日
第2期	7月1日	7月1日～7月31日

三郷町パートナーシップ宣誓制度  
にご登録いただいた方も対象です！

※その場合の「婚姻日」は「全国のいずれかの自治体で初めてパートナーシップ制度の登録をした日」のことを指します。



## 若年夫婦世帯

夫婦の年齢の和が70歳以下であること。

- ア 夫婦共に町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から3年以内であること。
- イ 夫婦のいずれかが婚姻を契機として新たに同居を始めるために、町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。
- ウ 夫婦ともに婚姻を契機として別の世帯を形成するため、交付対象住宅へ町内転居して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。

## 子育て世帯

申請者及び配偶者が未就学児を扶養し、同居していること。

- ア 世帯の全員が町外から交付対象住宅に転入して1年以内であること。
- イ 夫婦のいずれかが婚姻を契機として新たに同居を始めるために、未就学児とともに町外から交付対象住宅に転入して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。
- ウ 夫婦ともに婚姻を契機として別の世帯を形成するため、未就学児とともに交付対象住宅へ町内転居して1年以内であり、婚姻日から1年以内であること。

裏面に続く

## 対象世帯

以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 助成対象世帯の合計所得金額が797万2千円以下  
※夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、ゼロとみなします。  
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得から返済の年額を控除します。
- (2) 生活保護法による保護の適用又は他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 夫婦のいずれかが過去にこの助成金を受けていないこと。
- (5) 暴力団員等でないこと。
- (6) 事業成果を検証するための調査等に協力できること。

## 対象住宅

1	家賃（共益費、光熱水費、駐車場代を除く。）が月額4万円以上。 ※共益費込みの住宅の場合は共益費を4千円とみなします。 ※会社等から住宅手当を支給されている場合は、手当分を家賃から控除し、自己負担額が1万円以上であること。
2	自己の居住用に供する民間賃貸集合住宅で、次のいずれにも該当するものをいう。 ア 1棟につき2以上の戸数を有すること。 イ 各戸が居間（台所と共有している場合を含む。）のほか、1以上の居住室を有するもの（各戸が賃借人以外に同居する者を居住させるために十分な広さを有するものに限る。）であること。 ウ 各戸に玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されていること。 エ 各戸について不特定多数に公募を行い、当該応募者との賃貸借契約の締結により入居者を決定すること。 ※公的賃貸住宅（町営住宅、公営住宅等）、給与住宅は対象外。（給与住宅…会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で整備又は賃貸借する賃貸住宅）
3	昭和56年6月1日以降の新耐震基準を満たす耐震性能があること。
4	申請者本人またはその配偶者が賃貸借契約を締結していること。
5	1戸あたりの床面積（共用部分の面積を除く。）が40㎡以上であること。

## 申請書類

1	三郷町定住促進結婚支援家賃助成金交付申請書
2	三郷町定住促進結婚支援家賃助成誓約書
3	三郷町定住促進結婚支援家賃助成金関連調査に関する同意書
4	世帯全員の続柄が記載された住民票（発行日から3カ月以内のもの）
5	申請世帯の戸籍謄本（発行日から3カ月以内のもの）又は婚姻届受理証明書（パートナーシップ宣誓証明書又はパートナーシップ宣誓証明カードの写し）
6	世帯全員の住民税課税証明書又は非課税証明書（申請日現在において発行できる最新のもの。義務教育終了以前の子については不要）
7	離職票の写し又は退職証明書（必要な場合）
8	貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（必要な場合）
9	住宅手当の支給についてわかる給与明細又は住宅手当支給証明書（必要な場合）
10	賃貸借契約書の写し
11	賃貸借契約書の重要事項説明書又は住宅要件が確認できる書類

## 助成金支払いスケジュール

- ①初年度
    - 対象：申請月～翌3月の家賃
    - 請求月：2月中旬～3月中旬頃
    - 振込予定：3月
  - ②翌年度（更新手続き必要な場合）
    - 対象：4月～最終月の家賃
    - 請求月：最終月の一カ月間
    - 振込予定：最終月の翌月
- ※町外へ転出等の異動をされた場合は、助成金を支払いません。
- 【提出書類】請求書、家賃支払い証明（様式あり）



家賃助成開始から3年以内に町内の住宅を取得された方に、**50万円**を助成します！

- ①住宅の新築に要した費用又は新築住宅若しくは中古住宅の購入に要した費用とし、相続、譲与及び贈与その他無償で取得した住宅については、対象としません。
  - ②支給対象経費となる費用は、200万円以上とします。
- 詳しくは、まちづくり推進課までお問合せください。

問合せ先

三郷町役場 まちづくり推進課

〒636-8535 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号

TEL:0745-43-7313(直通) FAX:0745-73-6334